

第 4 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

令和2年8月4日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

## 第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和2年8月4日(火曜日)

午前10時30分開議

午前11時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補  
正予算(第8号)

議案第2号 令和2年度熊本県港湾整備事  
業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第7号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

出席委員(8人)

委員長 高木健次

副委員長 楠本千秋

委員 城下広作

委員 松田三郎

委員 井手順雄

委員 淵上陽一

委員 河津修司

委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 上野晋也

総括審議員

兼河川港湾局長 永松義敬

政策審議監 野崎真司

道路都市局長 村上義幸

建築住宅局長 原井正

監理課長 木山晋介

用地対策課長 馬場一也

土木技術管理課長 桑元伸二

道路整備課長 森博昭

道路保全課長 吉ヶ嶋雅純

都市計画課長 宮島哲哉

下水環境課長 森裕

河川課長 古城和人

港湾課長 原浩

砂防課長 西田守

建築課長 小路永守

営繕課長 緒方康伸

住宅課長 折田義浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課主幹 西野房代

午前10時30分開議

○高木健次委員長 ただいまから第4回建設  
常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示さ  
れた事件及び緊急を要する事件のみを審議す  
る臨時会での委員会であり、本会議を休憩し  
ての開催でもありますので、質疑応答は付託  
議案に関するものだけに限らせていただきま  
す。

それでは、本委員会に付託された議案を議  
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案についての説明を求めた後、一  
括して質疑を受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるため  
に、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続  
いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、上野部長。

○上野土木部長 令和2年7月3日からの集中豪雨により、熊本県の南部から北部まで県内の広い範囲にわたり、甚大な被害を受けました。

ここで、改めまして、災害により亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたすとともに、被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨による公共土木施設の被害額は、県、市町村合わせて、7月20日現在の速報値で、1,351億円余となっております。

なお、被害状況の詳細につきましては、9月議会において、改めて御報告させていただきます。

土木部といたしましては、一日も早い復旧、復興に向けて最大限の努力をしまいる所存でございますので、委員の皆様様の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の臨時議会に提案しております土木部関係の議案等について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、予算関係議案3件、条例等関係議案1件でございます。

まず、7月に専決処分を行った補正予算については、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業のうち、特に緊急に対処する必要があったものについて、一般会計で67億3,200万円余の増額を計上しております。

次に、8月補正予算につきましては、7月専決分以外の災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対策として、一般会計で70億400万円余の増額を計上しております。

次に、条例等議案につきましては、専決処分の報告及び承認について、1件の御審議をお願いしております。

以上、総括的な御説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備させていただいております。

それでは、お手元の資料、まず、9ページからお願いいたします。

令和2年度補正予算(第7号)資料、専決分について御説明をいたします。

今回の専決予算は、令和2年7月豪雨に伴う公共土木施設の災害復旧等に要する経費に伴う増額補正についてでございます。

上の表の2段目、今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業については、補助事業として5億1,000万円余、県単事業として12億2,200万円余の増額を計上いたしております。災害復旧事業については、県単事業で45億円の増額を計上しており、投資的経費計として、62億3,200万円余の増額となっております。また、消費的経費については5億円の増額補正をお願いしており、一般会計計といたしまして、67億3,200万円余の増額となっております。専決後の一般会計合計予算額は、3段目のとおり、636億2,800万円余になります。

また、右側の特別会計につきましては、補正予算の計上はありません。

この結果、右側合計欄3段目のとおり、一般会計、特別会計合わせた今回専決後の予算額計は、737億5,100万円余になります。

また、各課別の内訳につきましては、下の表のとおりとなっております。

10ページをお願いいたします。

令和2年度補正予算(第7号)総括表、専決分でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段、土木部合計欄を御覧ください。

右側の今回補正額財源内訳として、国支出金が2億4,300万円余の増額、地方債が22億500万円余の増額、その他が20億6,700万円余の増額、一般財源が22億1,600万円余の増額となっております。

以上が7月専決予算に係る土木部全体の予算の状況です。

監理課からの説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

11ページをお願いいたします。

2段目の現年発生災害復旧工事費ですが、表、左から4列目のとおり、15億円の専決処分を行ったものでございます。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理道路における土砂や流木の除去等の応急復旧に要する経費でございます。国の災害復旧事業の採択要件を満たさないものとなります。

以上、道路保全課の一般会計での7月専決後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、107億5,000万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の都市計画調査費でございますが、表、左から4列目のとおり、5億4,000万円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により被害を受けた市町村が行う市街地集落の宅地に堆積した土砂の調査、国庫補助の対象とならない宅地内土砂等の排除に要する経費で、これにより、県が市町村を支援するものでございます。

以上、都市計画課の一般会計での7月専決

分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、5億4,000万円の増となり、7月専決後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、83億2,300万円余となります。

都市計画課からは以上でございます。

○古城河川課長 河川課でございます。

資料の13ページをお願いします。

2段目の河川調査費ですが、表、左から4列目のとおり、2億5,000万円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨による家屋等の浸水被害調査や河川氾濫状況の調査に係る費用を計上するものです。

3段目の河川掘削事業費ですが、表、左から4列目のとおり、5億900万円余の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨による大規模な山腹崩壊や河川埋塞に関する堆積土砂の応急的な除去に係る費用を計上するものです。

5段目の単県ダム改良費ですが、表、左から4列目のとおり、2,600万円余の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により貯水池内に堆積した土砂量の把握及び流木の撤去に係る費用を計上するものです。

7段目の海岸環境整備事業費ですが、表、左から4列目のとおり、4億5,900万円余の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により海岸保全区域に漂着した流木等の撤去に係る費用を計上するものです。

14ページをお願いします。

2段目の災害復旧事業設計調査費ですが、表、左から4列目のとおり、30億円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理公共土木施設の復旧に係る査定設計書の作成に係る費用を計上するものです。

この結果、河川課の専決後の予算総額は、表、左から4列目最下段のとおり、142億2,200万円余となります。

河川課は以上でございます。

○原港湾課長 港湾課でございます。

15ページをお願いいたします。

2段目の港湾調査費です。

表、左から4列目のとおり、1,500万円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理港湾等の災害復旧工事の設計調査に要する経費でございます。

次に、3段目の海岸環境整備事業費です。

表、左から4列目のとおり、5,000万円余の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨により県管理港湾の海岸保全区域に漂着した流木等の撤去に要する経費でございます。

以上、港湾課の7月専決分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、6,500万円余の増となり、7月専決後の予算総額は、表、左から5列目のとおり、29億9,200万円余となります。

港湾課からは以上でございます。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

資料の16ページをお願いします。

2段目の砂防調査費でございますが、表、左から4列目のとおり、5,600万円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨に伴う土砂災害箇所への国の補助事業採択に向けての事前調査等に要する経費でございます。

次に、3段目、単県砂防施設維持管理費でございますが、3億2,500万円の専決処分を行いました。これは、令和2年7月豪雨に伴う砂防関係施設の機能回復に要する経費でございます。

以上、砂防課の7月専決処分総額は、表、左から4列目最下段のとおり、3億8,100万円余の増で、7月専決後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、59億4,400万円余となります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

説明資料、お戻りいただいて、1ページをお願いいたします。

令和2年度8月補正予算(第8号)の資料でございます。

今回の補正予算は、令和2年7月豪雨に伴う公共土木施設の災害復旧及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に伴う増額補正をお願いしております。

上の表2段目の今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業については、補助事業として39億5,400万円余の増額を計上いたしております。

災害復旧事業については、補助事業として30億1,500万円余、県単事業として500万円余の増額を計上しており、投資的経費計としまして69億7,400万円余の増額となっております。消費的経費につきましては、2,900万円余の増額を計上しており、一般会計計としまして、70億400万円余の増額となっております、補正後の一般会計の合計予算額は、3段目のとおり、706億3,300万円余になります。

また、右側の特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計において、財源更正をお願いしております。

この結果、右側合計欄の3段目のとおり、一般会計、特別会計合わせた今回補正後の予算額は、807億5,600万円余になります。

また、各課別の内訳表につきましては、下の表のとおりとなっております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度8月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段、土木部合計欄を御覧ください。

い。

右側の今回補正額財源内訳として、国支出金が43億4,000万円余の増額、地方債が26億2,800万円余の増額、その他が3,400万円余の増額、一般財源が200万円余の増額となっております。

以上が8月補正予算に係る土木部全体の予算額でございます。

監理課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○古城河川課長 河川課でございます。

資料の3ページをお願いします。

2段目の現年発生国庫補助災害復旧費ですが、表、左から4列目のとおり、25億1,000万円余となっております。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理公共土木施設の復旧に係る費用を計上するものです。

この結果、河川課の補正後の予算総額は、表、左から4列目最下段のとおり、167億3,200万円余となります。

河川課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

5ページをお願いします。

港湾課では、一般会計と港湾整備事業特別会計がございます。

まず、一般会計に計上しております補正予算について御説明いたします。

2段目の港湾諸費です。

表、左から4列目のとおり、600万円余の増となっております。これは、県管理港湾のうち、旅客船等ターミナルがある10港湾及び天草空港において、新型コロナウイルス感染症対策として、サーモグラフィー等を購入するための経費でございます。

次に、4段目の空港管理費です。

予算額の増減はございませんが、県管理空港の空港施設使用料の減免に係る財源更正を

行うものでございます。

財源更正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けている天草エアライン等を支援するため、空港施設使用料の減免を実施することに伴い、表、右から3列目、その他欄のとおり、使用料収入の300万円余を減額する代わりに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

次に、7段目の現年発生国庫補助災害復旧費です。

表、左から4列目のとおり、5億400万円余となっております。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理港湾等の災害復旧工事に要する経費でございます。

次に、9段目の現年単県災害土木費です。

表、左から4列目のとおり、500万円となっております。これは、令和2年7月豪雨により被災した県管理港湾等の災害復旧工事に要する費用で、国庫補助対象とならないものでございます。

6ページをお願いします。

1段目の港湾整備事業特別会計繰出金です。

表、左から4列目のとおり、2,300万円余の増となっております。これは、表、右側説明欄に記載のとおり、港湾施設使用料の減免に係る特別会計への繰出金でございます。財源は、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

以上、港湾課の一般会計8月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、5億3,900万円余の増となり、8月補正後の予算総額は、表、左から5列目のとおり、35億3,100万円余となります。

7ページをお願いします。

続きまして、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費です。

予算額の増減はございませんが、表、右側説明欄に記載のとおり、港湾施設使用料の減免に係る財源更正を行うものでございます。

財源更正の内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けている旅客船事業者等を支援するため、港湾施設使用料の減免を実施することに伴い、特定財源のうち、使用料収入の2,300万円余を減額する代わりに、一般会計からの繰入金2,300万円余を充当するものでございます。

使用料収入及び繰入金と共に特定財源のその他になりますので、プラス・マイナス・ゼロとなることから、財源内訳の記載はありません。

以上、港湾整備事業特別会計8月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、補正前の額から増減はなく、30億7,400万円余のままとなります。

港湾課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

資料の8ページをお願いします。

2段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、15億2,100万円の増額となっております。これは、令和2年7月豪雨により家屋裏で崖崩れが発生した箇所の施設整備に要する経費でございます。

次に、3段目の災害関連緊急砂防事業費でございますが、24億3,300万円余の増額となっております。これは、令和2年7月豪雨により土石流が発生した箇所の施設整備に要する経費でございます。

以上、砂防課の8月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、39億5,400万円余の増で、8月補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、98億9,800万円余となります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願

いたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料の17ページから18ページの第7号議案の1件でございます。

資料の17ページの第7号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明をいたします。

本件は、令和元年12月17日午後5時40分頃、菊池郡大津町大字陣内地内におきまして、一般県道矢護川大津線に設置された道路側溝上を歩行中、蓋のない箇所にて右足を落下させ、腕時計等を破損させるとともに、右足を負傷したものであります。

当事者は、歩道が設置されているにもかかわらず、歩道側を歩行しておらず、かつ前方を注視するなどしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の5割に当たる17万5,773円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

質疑はございませんか。

○井手順雄委員 流木の件でお伺いいたします。

今回、補正で海岸系の流木が約5億ほど補正をされていると。当初が2,100万というような形ではありますが、ほかの、例えば農地海岸だったり、水産関係の浮遊流木だったり、この辺合わせて補正でどのくらい分かりま

すか、土木で、大体で結構です。

○古城河川課長 まず、量のほうですけども、建設海岸、農地海岸、漁港関係、港湾関係合わせて、全体で3万4,519立米となっております。

全体の予算のほうですかね。予算については、すみません、ほかのところの予算をちょっと今持ち合わせておりませんので、後ほど調べて報告させていただければと思います。

○井手順雄委員 この土木の予算というのは、港湾地域、それと、そが限定されるですたいね。あとは、海岸だったら農政になるし、そこで5億円という補正というのは、私から考えれば、すごい金額だなと。どういった回収方法をされて、今5億円の予算を取れているんですか。回収方法を教えてください。

○古城河川課長 回収方法につきましては、基本的に、流木等については運搬して処分をするというのがまず第一義的にやっているところですよ。

建設海岸のほうで……。

○井手順雄委員 いやいや、どうやった取り方をしているんですかという意味たい。

○古城河川課長 取り方ですか。

○原港湾課長 取り方でございますが、まず、海岸に漂着しているものについては、機械で陸揚げしたりとか、あとは、人力で護岸の背後地に持っていったりというふうなやり方をしております。

また、海上に浮遊しているものにつきましては、国の環境整備船で取っていただいたりとか、あとは、国の台船にクレーンを載せて、それで取ってもらったりとか、また、漁

業者の皆さんに御協力いただいて陸揚げしているという状況もございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 知って言いよって思いよるでしょうが、実は、業者に丸投げしとっちゃなかろうかと思うとですよ、この八代海においては。

私も何回か海、また、8日の日に熊本から漁船でボランティアで回収に行きますけれども、船で。じゃなしに、いまだに漂着物が多い。最近、漁船の共済あたりから調べてみましたら、船外機のペラをやったり、親船のシャフトまでいかれて、改装するのに何百万かかると。これも全部保険でされております。

まだまだ流木はいっぱいあるわけですよ。そういう中で、もう1か月近うなるわけだから、4年前の震災を思い出せば、あれはもう1週間ではぼ撤去しました。それに対して、今回は長々かかっていると。量の問題もあらうばってん。やはりこの流木とかごみとかいうのは、もう奥まったところに詰まっているわけですね。ですから、地元の漁船じゃないと回収ができないと。大型のクラブ船あたりでどんだけ取っても奥まったところまで取れないと。これが今の現状じゃなかろうかというふうに思います。

ですから、5億も使うなら、もう、すぐ終わりますよ、これ。それが終わっていないと。やはりそこは、もうちょっと震災のときの経験を生かして、やはり土木と農政と水産とやっぱり一緒にタッグを組んでやっていくような形を取らぬと、いつまでたってもこれは事故が起きます。大きな事故が起きます。そういうことを一つ考えて、今後作業にいただきたいというふうに思います。

それと、今回の流木をずっと見てみますと、震災のときの流木は根っこがついてできてきとるとが多数でした。今回は、4メートルサイズの本当、間伐材、いかにも製材すれ



ば材木になるというような流木がほとんどですよ。ということはどういうことかと言うと、山で間伐して、置いとらず知らぬけれども、保管したやつが豪雨で流れてきたというような状況なんでしょうね。ですから、これは、山の人も手をかけて、そういった材を作る中で流れてきたら、もうものにならぬと、塩水につかったらというような状況があります。

山の管理はどうされているんですかね。豪雨のときにそういった流れないような対策はしとらずとですか。その辺も災害のあれでよく見えてくるんですよ、流れてくる物で。やっぱりそこを、これは森林に言わなくちゃいけないと思うんですが、やっぱり山の管理をぴしゃっとしていくと。土木にも防砂堤、いわゆる急傾斜とかそういったところで仕事があります。そういうところで伐採があります。そういうのはもう流れてこんなような対策をやっぱり取っていくと、今後は。いうようなところを周知徹底していただきたいと。そがんせぬと、いつまんでも流れてきます。これは最後には。

そういった意味では、この流木対策、この当初予算で2,100万と、こういうのがありますけれども、これはもうちょっと、骨格に入れるときには、9月のときにはもうちょっと上げていただいて、使わぬなら、不用で出してよかったです、不用額で。やっぱりそういったところも考えて今後やっていっていただきたいというふうに思います。

もう1点、いいですか。

○高木健次委員長 はい。

○井手順雄委員 土砂処分ですよ。私は、この間、政審会でも言ったんですけども、今県と土木関係の災害協定といいますか、団体、企業、いかほどいらっしゃいますか、土木と結んでいる。

○桑元土木技術管理課長 土木部で大体管理しております協定、災害協定でございますけれども、16協定、その他、赤十字飛行隊という、全く土木施設とは関係ないんですけども、そういうものが1件、あと、下水道関係で3件ございます。

以上です。

○井手順雄委員 そういう協定を結んでいる中で一番今回重要になってくるのが、やっぱり建設業協会の皆さん方だろうと、この間も政審会で言いました。しかしながら、部長の答弁の中に、地元の協会がもう一生懸命頑張っておられると、ほかの協会は来ておられないというような話でございました。しかしながら、それはよくわかります。地域性というのがあります。やっぱり今回は、そういう垣根をとっ払って、ほかの、例えば熊本市支部だとか、山鹿市支部だとか、そこの支部に、それは災害協定を結んでいるわけだから、県のほうからお願いばせんと、それは来にくいですよ。ということは、やっぱり地域性というのはどういうことかといいますと、公共工事系の災害復旧、今一生懸命やられていますけれども、あとは、本復旧が待ってるわけですから、こういうところは地元さんが一生懸命していただくと。

あとは、何が問題かというのと、個人さんなんです。今日も話に出ましたけれども、議会でも。やっぱり個人の土砂撤去というのができていない。ここをどぎゃん自衛隊というてもせんですよ。ボランティアって言うたごとね、もうかちかちに固まってスコップも刃がたたぬと。やっぱり小さいバックホーを持って行って機械でやらぬと効率が出ない。そういう個人のところは、そういった建設業協会にしてくれんかと、金は国からやらずとだけん。それはちょっと、県がたい、これはちょっといっちょ恩ば売られたねとか、そうい

う思いはせんちゃよかったです。やっぱり県のほうがその建設業界、地元の建設業界の方々に話して、そういう公共を知っとるのがあんたたちで、一生懸命頑張ってくれと。個人のところは、ほかの機械を持っている他の支部にお任せしようじゃないかと。そして、そのときには、必ずブロック分けするとですよ、言うたごと。町は町で1つ、ここは、熊本市建設業協会がこの範囲を全部仕上げてくださいます。そういう課題を与えれば、すぐ終わったらもう撤去していいですと。こういった形でやっていけば、もうボランティアさんも助かるし、もう土木屋さんだから、バックホーもあるし、ダンプカーもある、どんと搬出できる、もうスピーディーに終わっていくと。

そういうことでありますので、ここを十分活用して、それはボランティア任せで今やっとならば、あと2か月、3か月かかります。そういうことができれば、10日で終わると思うんですよ、一町内。そういうところの考えはないのか、土木部長にお聞きします。

○上野土木部長 井手先生からは、先日の政審会の中でも、今御質問された件についてお尋ねがあったところでございます。

確かに、今回の災害を見ても、まず、相当な土砂の流出が大規模にあっているということと、それらが浸水等に伴いまして、宅地内あるいは家屋内に大量に流れ込んでいるという状況があります。さらにまた、新型コロナ禍によりまして、ボランティアの方の不足ということも重なっておりまして、なかなか、中心部からは少しずつは片づけができてきているんですけども、やはり中心市街地を離れたところ等においては、まだまだの状況かなというふうに思っております。

まず、現地では、球磨村、芦北町、八代市、人吉市、それぞれ市町村さんが事業主体ということもありますけれども、我々のほう

からも派遣部隊等を入れながら、まず、市町村、あるいは、私たちがいつもお願いする、今おっしゃいました建設業協会のほうにもお話をしながら、それぞれの市町村で、どういったやり方がいいかということで重ねてまいりました。

結果としまして、今は、それぞれの市町村では、もうボランティア不足のところは、各建設業界の支部のほうが入っていただいている、宅地内のほうにも着手をしていただいているというふうな状況にはなっております。

ただし、問題は、ここで家屋内の排除につきましては、やはりひとつ家屋内ということは、個人的な財産等の問題等もありまして、なかなか家屋内に入っていくいきづらという面もある件に関しましては、例えば、球磨村であれば、その家屋内については、森林組合のほうの家屋内についての排除をしていただくとか、あるいは、それぞれほかの市町村につきましても、それぞれの団体の協力を得ながら連携して、地元のほうで対応していただいているという状況ではございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 いろんなことはやっておられるというのは十分承知しております。そういったことも含めて、森林組合さんが、家屋内には森林組合員だけしか入って掃除ができるのかと言うたら、今度はマンパワーが足りない。なら、森林組合さんは1人で行って、そういったほかの支部からの企業さんを団体へ入れて一緒にやるとか、やっぱりそういった人間かけて、機械をかけて早く終わらせる。そして、早く元の町にしていくと。終わらぬことには何もできぬとだけ。解体もできぬわけですから。それをやっぱりやっていくというのは、知恵を出して大人数で片づけていくと。マンパワーをかけるというようなことを再度考えていただきたいというふう

に思います。

以上です。

○城下広作委員 関連でいいですか。

まさに井手委員が今言われたように、一般の県民は、何で県下にいっぱい建設業の方がいて、そしてこういう方がうんに行って片づけると早く済むんだろーになと思っている人がたくさんいるんですよ。私も、市内の建設業の方が球磨地域に入って、仕事だからボランティアとはいかぬけど、いわゆる応援する形で現場に行きたいと。ところが、なかなか、いわゆるいろいろ決まり事があって簡単には行けないと。そんな方たくさんおられて、それはもう私もわかったよと言って、要は、こういう緊急事態のときには、いろんな今までの縛りとかいろんなルールがある中で、緩和しながら、みんなが、まずは片づけにぱっとできるような形の何かを考えていかないと、ずっと今までのしきたりで、ずっとなかなか簡単に入れないとかなんかなるのは、結果的に遅くなるから、これはしっかり考えられたほうがいいですよ、やっぱり。今から災害が本当に、起こっちゃいけないけれども、度々あると、何かしらの知恵を出しながら、早く終わるといふ工夫を考えることが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○淵上陽一委員 今回の豪雨災害は、7月3日から4日朝方にかけて雨によって災害が起きたわけでありまして。ちょうど1か月になろうとしております。職員の皆さん方は、発災以来全力で災害対応に当たってこられたというふうに思っております。心から御慰労申し上げまして、感謝申し上げたいというふうに思います。

先ほど上野部長の総括説明の中で、今回の豪雨による公共土木施設の被害額は、県、市町村合わせて、7月20日現在での速報値とい

うことで、1,351億円余りになっているというものであります。今日細かいことも聞けるのかなというふうに思っておりましたけれども、細かい状況については9月議会というものでありますので、また、9月に聞かせていただければというふうに思うわけでありまして。

また、球磨川に架かる橋梁10橋、また、国道219号やそれに伴う県道、市町村道路、また、球磨川流域の支流については、国の権限代行で直轄でやっていただけるということでありまして、被災施設の復旧に携わる県、市町村にとっては負担軽減になっていくんだろーというふうに思っております、大変ありがたく思うわけでありまして。

ただ、これまでの報道を見とりますと、どうしても県南が集中していたというふうに思うわけでありましてけれども、しかしながら、今回の豪雨は、球磨、人吉、また、芦北、八代だけではなくて、私の地元県北もそうありますし、県央、天草など広範囲で災害が発生しております。鹿本地域振興局に聞きますと、土木だけでも100本ぐらいいあるというふうに聞きました。

昨日、山鹿市に行って山鹿市の現状どうなんだろーという話を聞きますと、これは、農業、林業、道路合わせて1,600本あると。農業においては、まだ半分も調査終わっていないというふうな状況でありますし、道路においては、まだあと15か所通行止めになっているというふうな状況であります。

復旧、復興に当たる職員の皆さん、今後9月になれば、これにまた肉づけ予算までつくわけでありまして、多分今でも手いっぱいの状況で復旧、復興に当たっておられるわけでありましてけれども、その中で一番心配しているのは、本当に人が足りるのかと。昨日、山鹿に行っても、いや、とても山鹿だけではできない、県に何とか応援してもらいたいという話も聞きますし、じゃあ、県を見ますと、

県のほうも、もう人はいないわけでありまして、以前の熊本地震であったり、その前の豪雨であれば、他県から応援に来ていただくということもあったわけでありましてけれども、今いろんな諸事情で、それもなかなか難しい状況であります。

そのような中、どうやって職員を確保していくのかというのが一番気になっているところでありまして、その辺のところをちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

○木山監理課長 今渚上委員がおっしゃった人材の確保というのは、やはり私ども発注機関としては、とても大きな課題だというふうに認識をいたしております。

実際、今災害復旧については、今いる職員で精いっぱい頑張っていて、県南、県北併せていろんな被災地に対応させていただいているところなんですけど、今回、あわせて、市町村もかなり大きな被害を受けたもんですから、市町村の災害復旧、復興という意味でも、県職員を派遣し、対応させていただいているところで、先生おっしゃるとおり、もう県職員の対応は、結構いっぱいいっぱいのところがございます。

先ほど、先生、熊本地震のときの例を少しおっしゃいましたが、やはり私たち、こういった災害があった場合は、いろんな知事会等を通じて、やはり他県に人材のお願いをさせていただくを得ないという状況は一方でございます。現在、県の中でも、人事、市町村課を通じまして、市町村、それから県、それぞれにどのくらい人材が必要かというふうな確認等も今並行して動いているところでございます。

こういったところをしっかりと見極めながら、今後、九州知事会ですとか全国知事会等々にもいろんな形で要請をしながら、人をできるだけ確保し、復旧、復興が迅速にいくように対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○渚上陽一委員 任期付とか、いろんな方法考えながら人を増やしていかんといかぬなというふうに思っております。

今一個、私が本当に心配しているのは、病气されていた方がやっと出勤して、5割、6割、7割とやっている人たちに、ここにまた負担がかかって、また休むようなことがあったら、7割、6割できていたのが、またゼロになるという可能性もありますので、ぜひとも、そういったところでは、しっかり職員さんたちの健康管理というのも十分気をつけていただきたいというふうに思っております。

早く復旧、復興をやらんといかぬわけであります。もちろん、予算というのが必要でありますけれども、しかしながら、まず、幾ら予算があっても、やるのはやっぱり人でありますから、しっかりと人を確保しながら、しっかりとした執行体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますし、また、議会も、皆さん方と一緒にやっというふうに思っておりますし、精いっぱい応援していこうというふうに思っておりますので、何なりと、困るようなことがあれば、しっかりと私たちに訴えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松田三郎委員 資料14ページ、質問の前に、私は、地元の一県議といたしまして、今回の災害直後から、県土木部の皆様と部長はじめ、予算の確保、あるいはスピーディーな執行でありますとか、各被災自治体に優秀な職員の方を派遣していただいております、まさに、県庁でも、そして被災自治体の現場でも、それぞれ一生懸命頑張らせていただいていることを厚く御礼申し上げたいと思います。

それで、これ、もしかしたら、直接は河川課の事業になっておりますが、監理課かもしれません、全般的なことで。

これは熊本地震のときも同じような議論があったかと思いますが、この説明欄のところに、復旧の対象になるかどうかというのは、とりあえず調査して、ある程度被害額を出すための測量、設計というのは必要だと思います。これが、全部、一応立て替的なことをやって、後で補助なり何なり来るならいいけれども、ほとんどが単県の事業で、一部分は、後々実施設計等に使われる分は、何か補助の対象になるというふうな話を聞いたことがあります。その前提として、まず、この場合の財源のその他というのは、これ、何ですか。起債の対象にはならぬということでしょう、地方債のところは空欄ということ。

これは、ほかのところにも関わりますので、監理課長でも結構です。

○木山監理課長 今先生がおっしゃっているのは、14ページ……。

○松田三郎委員 14ページの災害復旧事業設計調査費。

○木山監理課長 調査費のその他の20億6,300万円のところですかね。

○松田三郎委員 はい。

○木山監理課長 この20億6,300万につきましては、災害復旧事業設計調査費の災害基金からの繰入金になります。

○松田三郎委員 災害基金の繰り入れ。

○木山監理課長 災害基金のほうから繰り入れて財源化するものですから、その他のところに計上させていただいているものでござい

ます。

○松田三郎委員 それと、さっき言いましたように、この起債の対象、経費の一部なり全部なりというのはならないということですよ、こういう類いの事業は。

○古城河川課長 通常の補助災害のときには、災害査定設計書は補助の対象外ですけども、激甚災害に指定された場合は補助の対象となってきます。なる場合についても工事費の何%とかいう形で基準が決められておりますので、それに合わせて補助で再度申請するというような形になってきます。

○松田三郎委員 じゃあ、その割合は別として、それぞれあるとして、激甚災害に指定された場合は、取りあえず急ぐ分は、調査、測量、設計はこういう、例えば財源でやって後で国庫から支出されるとか、割合によって補助があるというような理解でいいんですかね。

○古城河川課長 そのとおりで、全部が対象になるわけではないですけども、工事費の何%という形で対象として認められております。

○松田三郎委員 分かりました。

全部じゃないというのは、物によっても割合が違うという意味なんですか、それとも物によっても、対象が、こういう性質のは対象になるけれども、こういう性質はならないとか、金額でとか、そこだけ最後によろしいですか。

○古城河川課長 工種によっても変わってきますけれども、最終的な工事費の何%となっておりますので、全部ではないということと、その工種によっては、調査費が橋梁とか

は認められる場合もありますし、通常の河川とか道路でしたら、もう一律工事費の何%というふうに掛けて、それが対象になりますということで認められておりますので、それぞれがありますけれども、そういう形になっております。

○松田三郎委員 分かりました。

じゃあ、最後に、専決の時点ではこうですけども、後々また何%かは、返ってくるという言い方変ですが、国庫からの補助があるということですね。

○古城河川課長 対象になった後は、最終的には財源更正をして補助費を計上する形を取っております。

○松田三郎委員 分かりました。

もう1点、いいですか。

吉ヶ嶋課長の説明ありましたが、最終ページ、18ページで、すみません、ちょっと小さい話で恐縮ですが、さっきの御説明で、蓋のない箇所、これは歩道があるにもかかわらず、蓋がない側溝の上を歩いていたということで、それで過失相殺、過失割合が5割と、半々ずつということでしょうけれども、今聞くと、歩道があるのに蓋のない側溝をわざわざ歩いて、前方を不注視していたというような話もあったんで、これで5、5ということは、基本的に県に道路管理瑕疵というか、管理上問題があったというのがまず大前提であるのかなと思いますので、その点と、ちょっと状況が、うちあたりにもいっぱいあるわけですね、蓋があるところ、ないところ。逆に、農業サイドの要望で蓋をあえてしないでくれということもある。というのは、基本的には、我々の認識として、蓋があったのが何かの理由で壊れて、そこに蓋をかぶせ忘れたとか、そういう場合だけに限定されるということですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 まず1点目、最初のほうの御質問でございますけれども、歩行者、道路交通法で、歩道がある場合には、やはり歩道を歩くということがあります。そこを歩いていないということで、やはりそちらのほうの誤りといいますか、があったというようなことが今回はございます。

それと、2点目でございますけれども、今回の現場も、かなり古いような、形状的には、集水ますみたいな形になっているところでございます。前後に側溝があるようなところでございます。30年以上前だと思われれます。恐らく可能性とすれば、今委員がおっしゃられるようなほかの形態、用排水関係とか、そういったところが残っていたというようなことが、この現場でも考えられるところでございます。

ただ、私どもとしましては、今回事故が発生したわけでございますので、最低限の対策はやっております。事故が発生した後、周囲を囲んで非常に緊急的な対策は取らせていただいておりますけれども、最終的には蓋をやはりかけると、現場打ちでかけるというふうな今準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○河津修司委員 本当に熊本地震からようやく4年たって大分落ち着いてきたなところで、また大きな災害ということで、職員の皆さんには本当に御慰労申し上げたいと思います。

湧上委員からも話がありましたとおり、市町村は、もうこの災害でやっぱり人的なものが足りなくて、果たして、この県、国の査定までに間に合うだろうかというふうな市町

村、今専門職もなかなかいない中でやっておりまして、非常にその辺が市町村長も心配をしております。県のほうも手いっぱいやっておるといことで、人手が足りないような状況の中で、なかなか支援をしていくのも大変だろろうと思いますが、何とかその辺を支援をお願いしたいと思っておりますし、査定等に間に合うかどうかというのも心配しておりますが、その辺のところはどんなふうになるかというのを、いつ頃までにそういったものを、災害の査定とか出てくるのでしょうか。

○高木健次委員長 時間の都合もありますので、答弁も質問も、これから簡潔にお願いしたいと思います。

○古城河川課長 災害査定についてですが、本日から7月豪雨の災害が始まっております。基本的には、本年内、12月までに全てを終わらせる予定で進めているところです。

以上です。

○河津修司委員 それで、市町村は、自分たちだけではとても無理ということで、コンサルにもお願いするわけなんですけど、コンサルは、県南地方の災害があまりにも大きいもんですから、そちらのほうへほとんど取られて、先ほども話がありましたとおり、天草とか県北のほうは、なかなか来てくれないんじゃないかというふうな心配もあって、その辺のところの支援は何とかならないかなという声がありますから、いかがですか。

○木山監理課長 監理課でございます。

河津先生が今おっしゃった市町村の職員というか、技術職員が足りないというのはもう十分私たちも承知をいたしております。

県で応援できるところは精いっぱい応援させていただくんですが、先ほど申し上げたとおり、現在県の市町村課のほうで、各市町村

に対しまして、人員不足、要は、他県から応援してほしい人数の今照会等をさせていただいているところでございます。そういったところで、県全体として要請をいたしまして、被災市町村に対してそういった人的対応ができるようにできるだけお願いをしていながら、マンパワーの確保に努めていきたいというふうに考えております。

○古城河川課長 査定については、査定の簡素化ということ等を行っております。例えば、3,000万以下の分についてはもう机上でいいとか、そういうふうな形を取っております。

それから、そういう簡素化になる部分については、事務所のほうを回しまして、説明会を行っているところでございます。

以上です。

○河津修司委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 では簡単に。先ほど河津委員の話の延長です。

災害復旧するには、測量、設計をさらにやらにやいかぬです。その場合、現場には行かにやいかぬ。各市町村も県も、技術者がなかなか少ないけれども、その分民間のコンサルに全部災害のときにはお願いして協力してもらわにやいかぬのですよ。査定にどんどん間に合わせろって激励を受けて、そして必死になってやるんですよ。

今回の災害で相当件数が多くて、もう既に委託をされているんですけども、なかなか量が多くてもう難しいとかという形で、受け切れないというそういう話はないんですか。大体皆さんも、みんな大丈夫ですという形の部分で収まっているのでしょうか。

○古城河川課長 業者のほうも、結構いっぱい  
いっぱい状況ではありますけれども、今  
のところは頑張って受けますというような形  
で受けてもらっているところです。

○城下広作委員 現場では相当、断れぬから  
必死にやって、もうとんでもない時間で頑張  
らんといかぬので、決意をして頑張っている  
みたいですので、その辺よく理解しとってく  
ださい。

以上です。

○高木健次委員長 質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議  
案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託  
されました議案第1号、第2号、第4号及び  
第7号について、一括して採決したいと思  
いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括  
して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり  
可決または承認することに御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議案第1号外3件は、原案のとおり  
可決または承認することに決定いたしました。

最後に、陳情・要望書が7件提出されてお  
ります。参考としてお手元に写しを配付して  
おります。

以上で本日の議題は全て終了いたしまし  
た。

それでは、これをもちまして第4回建設常  
任委員会を閉会します。

午前11時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

建設常任委員会委員長